

鳥取県食品加工施設整備補助金 の事務手続きについて

1. 交付申請書提出

* 交付申請は下記提出先に郵送または持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から10日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

【事業の変更・中止・廃止をしたい場合】
県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 進捗状況報告 (整備事業が複数年に渡る場合、各翌年度の4月15日まで)

5. 事業完了

※事業の完了とは: 補助事業目的を達成し、かつ補助対象経費の額が確定した日

6. 実績報告書提出 (完了・中止・廃止から15日以内)

○実績報告は、下記提出先まで郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い
実績報告書の提出があり次第、補助金額を確定した上で、速やかに支払いを行います。
事業期間中に概算払いできる場合があります。

7. 実施状況報告(事業終了年度から3年間、毎年6月30日まで)

資料提出・お問合せ先

市場開拓局食のみやこ推進課
〒680-8570 鳥取市東町1丁目220 電話 0857-26-7807